

資料 2

平成 22 年度第 5 回行財政改革推進本部「審議事項」
平成 22 年 8 月 25 日 付議

件名	第三セクターの点検評価について
1 趣旨	「第三セクター等に対する関与方針」に基づき、対象法人に対し毎年度経営状況の報告を求め、経営状況の点検評価を定期的に行うもの。
2 根拠法令・計画等	第三セクター等に対する関与方針 「第三セクター等に対する関与方針」実施要領
3 主な経過 (平成 22 年度)	実施要領に基づく経営状況評価の実施；毎年度 7 月～9 月 (1) 所管部長等は、前年度の決算後、所管する第三セクター等の経営状況について点検評価を実施 (2) 所管部長等は、対象法人の経営概況、経営上の課題、問題点等を明確にし、その結果を石巻市行財政改革推進本部長に報告
4 主な内容	(1) 評価項目 実施要領に基づき、平成 22 年度決算による評価指標及び過去 3 カ年の指標動向を踏まえ、以下の項目について点検評価を実施する。 ア 経営の健全性の検証 イ 経営の目的適合性の検証 ウ 経営の収益性・採算性の検証 エ 経営の効率性の検証 (2) 総合評価 以下の 3 段階に区分し、「総合評価」を行う。 ア 「1 概ね安定している。」 イ 「2 経営課題の検討を要する。」 ウ 「3 経営改善を要する。」 (3) 対象法人 ア 財団法人石巻地域高等教育事業団 イ 財団法人石巻市救急医療事業団 ウ 財団法人石巻市文化スポーツ振興公社 エ 公益財団法人慶長遣欧使節船協会 オ 財団法人石巻地区勤労者福祉サービスセンター カ 株式会社街づくりまんぼう キ 株式会社かほく・上品の郷 ク 石巻産業創造株式会社 ケ 石巻地区土地開発公社 コ 一般社団法人おしかパブリックサービス
5 今後の予定	(1) 行革本部長は、本部会議後に、対象法人に対する指導内容等をまとめるとともに、所管部長等を通じて、対象法人に通知する。 (2) 特別な指導・監督が必要と認められる対象法人については、行革本部において抜本的な見直しを検討し、特段の処置を講ずる。 (3) 評価結果は、ホームページ等で広く市民に公表する。